

京都府棚田地域振興計画

令和2年11月12日

第一 棚田地域の振興の目標

中山間地域の農地は、その地域の農業生産の場だけでなく、その地域に溶け込んだ景観形成、洪水・土砂崩れの未然防止、水源かん養や多様な生物のすみかになるなど多面的な機能があり、その地域の文化として脈々としてこれまで受け継がれてきた。

他の地域より自然条件の厳しい棚田¹地域においては、人口減少や高齢化の進展等による担い手の減少により、耕作放棄される棚田の増加が懸念されている。

一方で、棚田オーナー制度や交流イベントの開催、縁側喫茶、地域通貨の取組などの棚田の保全活動、虫送りの風習に併せて竹灯籠によるライトアップの実施などの美しい景観を活用した観光への展開など、棚田そのものを資源ととらえ、観光をきっかけに関係人口の増加へつなげる取組を進めている地域がある。

このように棚田そのものが大きな地域資源であり、地域振興の核となり得る可能性を秘めていることから、都市との交流、関係人口の増加、更には、新たなビジネスの展開により棚田地域の振興を図ることを目標として本計画を定める。

なお、同計画に基づき棚田地域の振興を図るに当たり、山村振興基本方針、過疎地域自立促進方針、丹後地域半島振興計画等との調和を保つものとする。

第二 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 棚田地域の振興に関連する施策の推進

棚田地域の振興に当たっては、関連する以下の施策の積極的な推進を図るものとする。

(1) 移住・定住の促進や「関係人口」の創出・拡大に資する施策

地域の魅力発信により、棚田オーナー制度や農村交流・体験イベント、その参加をきっかけにした地域の活動を支援する関係人口の創出・拡大に取り組み、更には、京都府独自施策でもある「京都移住コンシェルジュ」、市町村が配置している「地域おこし協力隊」との連携、空家の利活用や起業支援など、移住者が安心して生活できる環境を整備することにより、棚田の保全等の新たな担い手の確保を推進する。

(2) 農山漁村体験や自然体験学習等、農村交流・体験の推進に資する施策

¹ 傾斜地に階段状に設けられた田

棚田地域を含む農山漁村地域で、教育活動の一環として、教育体験旅行の実施や小学校等と連携した自然体験学習等を引き続き支援する。

(3) 歴史的価値の高い文化的景観等、文化財の保護・活用に資する施策

京都府には、「日本の棚田百選」、「日本の里百選」及び「京都府景観資産」に選定・登録されている地域など、美しい景観を誇る多くの棚田等²を有する地域があり、文化財としても貴重な価値を有している。棚田をはじめ、これら地域の美しい景観を維持するため、文化的景観や文化財を保護・活用する取組を推進する。

(4) 農業生産活動、農産物の加工・販売の促進等に資する施策

棚田等の保全を図るため、中山間地域等における農業生産活動の継続を支援する中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度、農業生産活動を支える生産基盤の整備等の施策を活用するとともに、地域外の人材が積極的に棚田等の保全に関わる仕組みづくりや、スマート農業の取組等により、棚田地域での農作業の効率化を支援する。

さらに、棚田で生産される棚田米を含む農作物については、その棚田しかない付加価値をつけるブランド化や加工・販売の促進等に資する施策を推進する。

(5) 国土保全や地域社会の維持・活性化に資する施策

多くの棚田等地域においては、人口減少による集落機能や地域のネットワークの弱体化が課題となっており、水路や農道などの維持管理が十分に行えなくなることも懸念されることから、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度等の活用及び単独集落ではない広域的な地域連携の体制構築を進め、集落維持など地域社会の維持・活性化を図る。

(6) 観光資源の魅力向上等、観光の促進に資する施策

棚田等は観光資源として大きな魅力と可能性を秘めていることから、棚田をはじめ周辺地域の魅力を磨き上げ、観光協会や観光地域づくり法人(DMO)などと連携し、一体的に情報発信を行う。

さらに、トイレや駐車場、Wi-Fi環境、外国人向けの案内板等の整備、農家民宿や空家を利活用した宿泊施設や交流拠点施設の整備、体験プログラムの開発等により、農村と都市の交流を促進する。

(7) 自然環境の保全・活用、鳥獣被害等に資する施策

棚田等の周辺には、多様な自然環境があり、山や海とも近接していることから、自然体験イベントやエコツーリズムの推進などにより、自然環境の保全や活用を図るとともに、多くの棚田等地域は深刻な鳥獣被害を抱えていることから、捕獲や防

² 棚田及び棚田に類する形状の農用地

除などの被害対応やジビエの利活用も併せ鳥獣対策を推進する。

2 京都府の支援制度

(1) 「京の米」ブランド化の推進

「京の米」や「京の米を使用した加工品」の需要と結びついた新たな販路を拡大するための商談会への出展や試食会等の取組及び需要に対応した生産販売の高度化に必要な機械・施設等の導入を支援する。

(2) スマート農業技術の実装・促進

作業性・品質・生産性を向上するため、A I ・ I C T等の先端技術を活用したスマート技術の導入・実装に取り組む生産者等を支援する。

(3) 京都農人材育成の推進

攻めの農業への転換を図るため、京の農業応援隊（農業改良普及センターなど）による技術研修などの伴走支援に加え、段階に応じた経営研修を一体的に実施し、高度な経営感覚を持つ農人材を育成する。

(4) 移住・定住の促進

地域の新たな担い手となる移住者を確保するため、空家の改修や起業のための設備整備等、移住者のニーズに応じた住まいや仕事づくりを支援する。

(5) 高収益作物の導入や農業経営の強化・推進

京野菜等の収益性の高い新規品目の導入やマーケットインによる儲かる農業実現のために必要となる機械・設備等の導入を支援する。

(6) 集落営農組織の育成

持続可能な集落営農組織の育成に向け、後継者の確保から経営の多角化や規模拡大まで、経営の発展段階に応じた支援を実施する。

(7) 農村コミュニティ維持・強化の推進

農山漁村を守る地域活動を強化するため、外部人材の活用を含めた地域の基盤づくりや地域資源を活用した「なりわい」づくりを支援する。

(8) アグリビジネスの拡大・推進

生産者のビジネスチャレンジを商工関係団体との連携により、6次産業化・農商工連携などアグリビジネスによる商品開発から販路開拓までを一貫して支援する。

(9) 「農・観」連携による地域観光エリアの創出・推進

棚田地域を含む農山漁村の資源を観光コンテンツとして磨き上げ、地域全体を滞在施設化し、農山漁村地域全体の所得向上につなげる取組を支援する。

(10) 有害鳥獣による農作物被害対策の推進

シカ、イノシシによる農作物被害の軽減を図るため、捕獲や防除など鳥獣被害対策を支援する。

(11) 農業生産基盤の整備促進

ブランド京野菜などの生産振興により、京都の農林水産業を未来につなげるため、生産基盤の整備や農山漁村地域の整備、防災・減災対策を支援する。

(12) ふるさと棚田保全の推進

中山間ふるさと・水と土保全対策事業及び中山間ふるさと・水と土保全推進事業（以下「ふる水・棚田基金」という。）を活用し、棚田地域の持つ多面的機能の良好な発揮や府民理解の増進、地域外の住民が関わる資源保全活動などを支援する。

また、市町村が組織する「指定棚田地域振興協議会」と十分な連携を図る。

(13) その他

「日本の棚田百選」に認定されている「毛原棚田」及び「袖志棚田」の知名度の向上を図るとともに、地域外からの棚田への訪問を促し、棚田の持つ多様な魅力や棚田を維持・保全するための取組に対する理解を求めることを目的として、棚田カードの作成・配布を推進する。

3 都道府県における推進体制

(1) 棚田地域振興に関する連絡調整体制の構築

棚田地域に対して分野横断的・総合的な支援ができるよう、必要に応じて、市町村や関係部局を対象とする棚田地域振興に関する連絡会議を開催し、棚田地域の振興に関しての情報共有や連絡調整など十分な連携を図る。

(2) 棚田地域の振興に関するワンストップ化

指定棚田地域の申請や指定棚田地域振興活動計画の認定申請協議など、棚田地域の振興に関する窓口を、農林水産部農村振興課が担い、一元的に相談・協議等ができる体制を構築する。

4 棚田地域に関する情報発信

棚田地域における先進的・モデル的事例については、国とも積極的に連携を図りな

がら、幅広く周知を行い、府内の棚田地域への展開を図るとともに、道の駅等におけるPRチラシ等の設置、京都府ホームページにおける棚田紹介ページの開設、棚田カードの活用など、情報が幅広く行き渡るよう効果的・効率的な情報発信に努める。

第三 その他棚田地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 指定棚田地域の指定申請に関する基本的考え方

指定棚田地域の指定申請に当たっては、国の基本方針に定められた以下の指定基準に従い、関係市町村等とも連携しながら、選定することとする。

(1) 棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められる地域

ア 棚田地域の振興を図る必要性が高いこと

人口の減少、高齢化の進展等の社会・経済情勢の変化により、棚田が荒廃の危機に直面していると認められること

イ 棚田の多面にわたる機能の維持及び促進が期待できること

農産物の供給、国土の保全、水源のかん養、生物多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等多面にわたる機能に優れた棚田があり、その保全及び多面にわたる機能の発揮の促進が図られること

(2) 当該棚田地域に係る棚田地域活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる棚田地域

ア 棚田地域の振興及び棚田等の保全を推進する既存の組織が存在すること又はそのような組織が構築される見込みが高いこと

2 指定を行わなかった棚田地域

指定申請を行わなかった棚田地域についても、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度、ふる水・棚田基金等を活用し、農業生産活動や棚田等の保全を下支えするとともに、指定棚田地域での取組をはじめ、先進的・モデル的な事例を横展開することで、棚田地域全体の振興を図っていくものとする。